

適当ト世註のふい標ト配フコル。

別記(四)

指令 第十一號

六日午後八時発

城西地区委員長

- 一「ラゲオ」や新聞や強制調停云々を「デマウチ」居るが支配階級が俺達
の偉力に恐れをなしてゐる証據だ、本部首脳部は断じて妥協しない事
を判せり表明した。
- 一「首脳部を絶対信頼して「ブルジョア」の宣傳機關に迷はせぬ事。
- 一「全國の労働者が應援に激起したぞ、正義に向ふ及なし断乎頑張れ。
- 一「無能(腦)市当局者非難の事は轟々と燃ソて来たぞ又勸市長、局
長を叩き出せ。
- 一「本部は全能力を挙げて活動の爲、守不足だ各支部共明七日午前十時築地
三丁目の東支本部に斗士を必ず一人宛送れ。

時間厳守のこと。

右指令す。



昭和九年九月八日(午後一時四十分)

警視廳特別高等警察部労働課

市電 争議ニ關スル情報 (第四四報)

一東支争議首脳部指令第十號發送

首脳部ハ本八日午前十時指令第十號ヲ各支部ニ發送セルカ
内容別記ノ通り